

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年12月15日 06時30分ごろ
発生場所	長崎県南島原市瀬詰埼東北東方沖（早崎漁港） 瀬詰埼灯台から真方位071° 1,000m付近 （概位 北緯32° 35.6′ 東経130° 10.6′）
事故の概要	漁船春美丸は、係留場所に接近中、また、漁船真海丸は、係留中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月4日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 春美丸、4.1トン NS3-401116（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 真海丸、0.2トン NS3-404278（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に圧損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約1.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、帰航後、係留場所に接近中、 A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、無人の状態で係留中、A船と衝突した。
分析	A船は、係留場所に接近中、係留中のB船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったことから、衝突した状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、無人状態で係留中、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が係留場所に接近中、B船が係留中、両船が衝突したものと考えられる。